

## 荒尾市議会政務活動費に関する運用方針

### ◎領収書の添付

報告書には、領収書等の支払い内容を確認できる書類を添付すること。

領収書の発行ができない場合は、レシートや支払い証明書でも可能。

※具体的には概ね以下の要件をそろえること。

- ①金額の表示
- ②受取人の表示（氏名はフルネームで）
- ③領収年月日の表示
- ④領収印の表示
- ⑤購入品名の表示

※書籍や文具等は、品名が明示されない場合もあるので、自筆でも可とする。

### ◎按分による支出

議員の調査研究およびその他の活動とそれ以外の活動（政治活動や後援会活動等）に係る部分を含む経費を支出する場合は、実績等に応じた合理的な割合で按分する。

なお、議員の調査研究およびその他の活動とそれ以外の活動（政治活動や後援会活動等）に係る部分を明確に区分できない場合は、総支出額の2分の1を上限とした範囲内で合理的な割合により按分する。

### ◎年度をまたぐ契約について

月刊誌の購読料や事務所の地代等は、契約期間が年度をまたぐものや1年分を一括して支払うことも多いと思慮される（ex. 9月から1年分の月刊誌の購読料を一括払いするようなケース）。この場合は、9月から翌年3月分までに係る金額を当該支払い年度に、4月から8月分に係る金額については、領収書のコピーをつけて翌年度に計上する。なお、議員としての身分を喪失した場合等は、議員の任期中のもののみを計上するものとする。なお、この場合、年払い等で割引してあるものについては、割引後の価格を契約期間（年間契約の場合12）で除したものを議員としての身分を有した月まで計上する。

## ◎調査旅費における交通費等の取り扱いについて

①旅費等の算出に当たっては、『荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例及び荒尾市職員等の旅費に関する条例』により算出するものとする。

②政務活動による調査は公務災害の対象外となるため、民間保険を適用して実施することが出来るものとする。

※視察においては、その視察の目的が、荒尾市の政策と関連性を有している場合に限り認める。

※視察報告書を作成すること。（市政との関連性、調査活動目的、調査活動の内容、市政の課題等に対してどのように参考になるか、以上の点を踏まえて報告書を作成する必要あり）

## ◎陳情・要請活動費における交通費等の取り扱いについて

①交通費等の算出に当たっては、『荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例及び荒尾市職員等の旅費に関する条例』により算出するものとする。

②陳情・要請活動を行うに当たっては、陳情先・日時・面会場所等を事務局に申し出るものとする。

③陳情・要請活動は公務災害の対象外となるため、民間保険を適用して実施することが出来るものとする。

※陳情・要請活動は、その目的が、荒尾市の政策と関連性を有している場合に限り認める。

※報告書を作成すること。